

～経営の発展と家族の夢実現のために～

家族経営協定推進パンフレット

令和5年3月

山形県村山総合支庁産業経済部

農業技術普及課

西村山農業技術普及課

北村山農業技術普及課

目 次

- 1 家族経営協定とは
- 2 家族経営協定を結ぶと
- 3 ライフステージ別協定の目的とメリット
- 4 家族経営協定を結ぶまで
- 5 制度上のメリット
- 6 わが家のルール作りをしてみませんか（チェックリスト）
- 7 結んでよかった！家族経営協定（締結者の声）
- 8 モデル協定書
 - (1) 夫婦間協定例
 - (2) 後継者就農例
 - (3) 後継者結婚例
 - (4) 経営移譲時例
 - (5) 経営主夫婦＋親夫婦締結例

1. 家族経営協定とは

管内の農業経営は、経営主と経営主のパートナー、後継者と後継者のパートナーなどの協力によって営まれる経営がほとんどです。

家族経営協定は、共同経営者である家族が、それぞれの意見を尊重し、家族の話し合いに基づいて、農業経営における就業条件・環境の改善、農業経営の継承、暮らしの役割分担などについて、取り決めを行うことです。

家族経営協定は家族一人一人が持っている意欲や能力を十分に発揮し、家族経営の共同参画を実現する手段のひとつです。締結をきっかけに家族間で十分話し合うことが農業経営の改善・発展につながります。

2. 家族経営協定を結ぶと

- ☆ 農業経営と生活における目標を、家族みんなが確かめられます。
- ☆ 農業経営の役割や就業条件などが明確になり、農業に取り組む家族の意欲がもっと強くなります。
- ☆ 家族の一人ひとりの考えや行動を大切にするので、それぞれがその能力を十分に発揮できます。
- ☆ 農業労働はもちろんのこと、農業経営管理労働や家事・育児・介護の労働などが適正に評価されます。
- ☆ 女性農業者の経済的地位向上、経営方針決定への参画、地域社会の方針決定への参画を促します。
- ☆ 後継者の経済的自立、精神的自立につながり、次世代の担い手が就農しやすくなります。

ライフステージ別 協定の目的とメリット

① 夫婦二人での農業経営

【目的】お互いが自立した農業者として対等な立場で経営を築く

【協定のメリット】

- お互いが共同経営者として認め合い、経営に積極的に参加するようになる。
- 家事・育児の分担や協力ができるようになる。

【取り決める内容(例)】

営農計画／役割分担／収益の分配／家事・育児分担／健康診断等福利厚生

② 後継者が就農する時期

【目的】後継者にやる気・興味・自信を持たせる

【協定のメリット】

- 経営の目標が決定し、後継者が農業経営に主体的に参画するようになる。
- 後継者が給料・報酬をもらえることで責任をもって農作業に取り組める。
- 定期的な休日や労働時間が明確になり、仕事に張りが生まれる。計画的に作業ができる。
- 後継者が将来結婚する際に自分の仕事の内容を説明しやすい。

【取り決める内容(例)】

営農計画／役割分担／労働時間・休日／収益の分配／研修会・セミナーへの参加／健康診断等福利厚生



④ 経営移譲をする時期

【目的】スムーズな経営・家事の移譲と親夫婦の生活保障に配慮する

【協定のメリット】

- 後継者の経営に対する意欲が高まり、責任が持てるようになる。
- 相続の話し合いによりスムーズな経営移譲ができる。

【取り決める内容(例)】

役割分担／収益の分配／親夫婦の扶養・介護／相続に向けての準備

③ 後継者が結婚する時期

【目的】家族に一員として配偶者を迎え、親夫婦との円満な人間関係を作る

【協定のメリット】

- 経営内において、各個人が適正な役割と評価を得ることができる。
- 給料・報酬が支給されることで、後継者夫婦の経済的な裁量が広がり、生活面の計画が立てやすい。
- 家事・育児も労働の一部として位置付けられ、家事・育児分担も明確になる。
- 後継者の配偶者にとっては、気兼ねなく、安心して育児ができる。

【取り決める内容(例)】

役割分担／収益の分配／産休・育児期間の確保／家事・育児分担／介護／研修会・セミナーへの参加

◆主な制度上のメリット

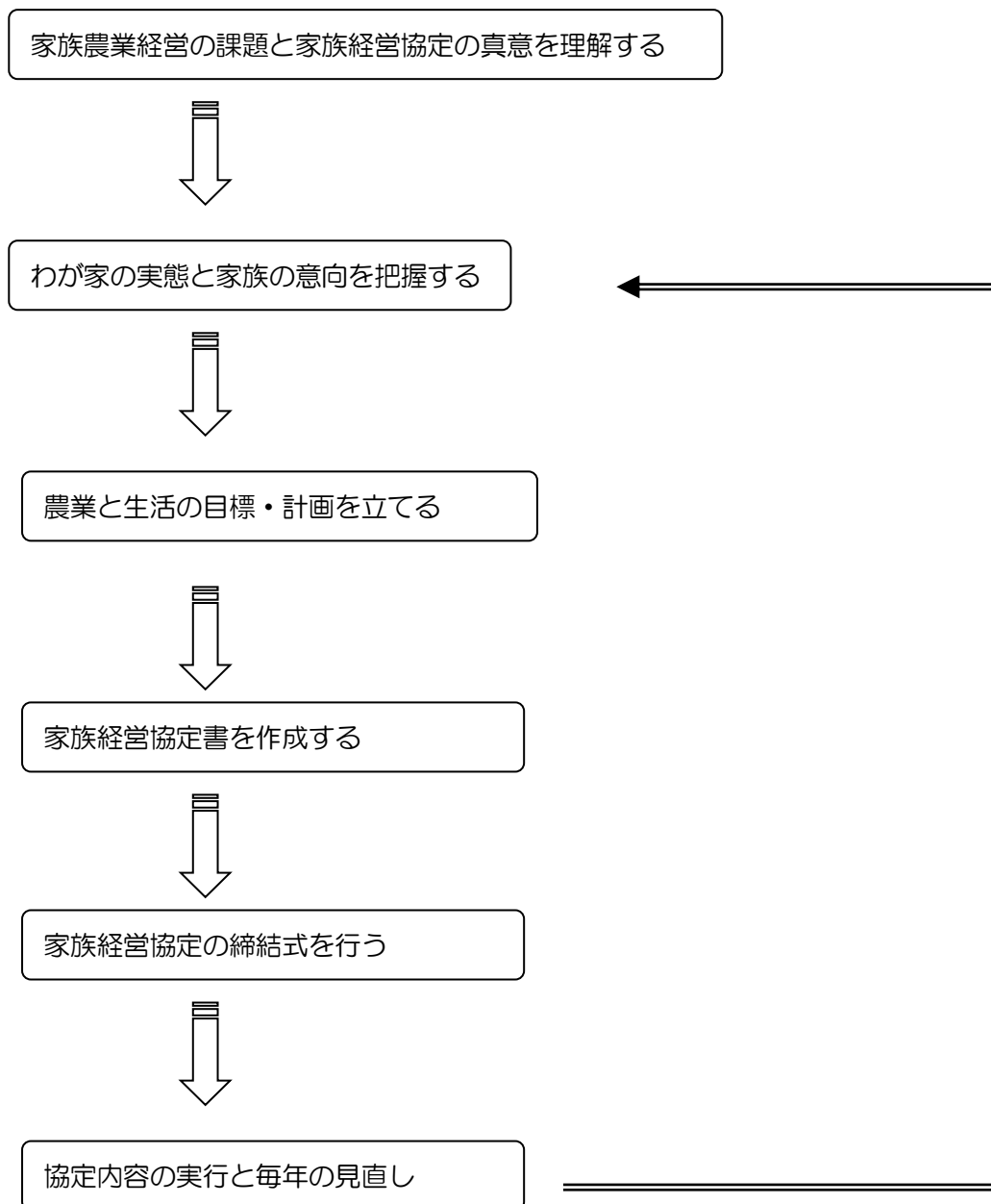
家族経営協定に家族それぞれの経営の参画や収益分配などの事項を盛り込み、締結・実行している場合は主に以下の制度利用ができます。

認定農業者の共同申請 実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の共同申請が認められます。

農業者年金の国庫助成 青色申請をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成が行われます。

4 家族経営協定を結ぶまで <家族経営協定のすすめ方全体フロー>

家族経営協定書を作成し、協定を結ぶまでには、次のような手順ですすめてみましょう。



5 制度上のメリット

家族経営協定を締結し、経営に参画している農業者の場合は以下のような制度が利用できます。

1 認定農業者の共同申請

実質的に共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結などを要件に、夫婦などによる認定農業者の認定の共同申請が認められています。

共同申請を行うための家族経営協定書の内容としては、以下のようなものが考えられます。

(例)

第〇条 意思決定の参画

営農方針・計画の樹立、施設などの投資および資金の借り入れ、資金部門の導入、経営転換の実施、並びに経営形態の変更(法人化への移行)等、家族経営の重要な意思決定に当たっては、A 及び B 並びに C は、必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

第〇条 収益配分の実施

農業経営から生じる収益については、A 及び B 並びに C で十分協議してそれぞれの年齢、任務などを考慮した額が分配されるものとする。

2 農業者年金の国庫助成

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、担い手の確保という目的を併せ持つ政策年金です。

青色申告をしている認定農業者などと家族経営協定を締結して、経営に参画しているパートナー、後継者に対しては、基本となる保険料（2万円）のうち一定割合の国庫助成が行われます。

支払った保険料は社会保険料控除の対象になります。

保険料の助成対象者と助成額

区分	必要な要件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているパートナーまたは後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円（3割）	—

*保険料の助成は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、35歳以上では10年間を限度として通算して最大20年間受けられます。

6 わが家のルール作りをしてみませんか？経営&生活 チェックリスト・・・⇒「えっ！こんなに簡単なの？」気が付けば家族経営協定ができています！！

現 状 は どう かな ？		こんなルールを作りたいな！	
項 目	わが家の現状	“村山家”で話し合ってみました(例)	家のルールは？(自分だけの夢でもいいから、書いてみよう)
わが家の経営方針は？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	経営目標が ある・ない 営農計画を 立てている・いない 資金計画を 立てている・いない	所得として〇〇〇万円欲しいな 新しい部門を導入したいな ハウスで野菜をつくってみたい 農産加工をして販売したい 規模拡大をしたい 生産性の向上を図りたい	
分担はどうなってるの？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	部門分担を している・していない 作業分担を している・していない 家事分担を している・していない	自分で責任もって仕事をしてみたい 私達夫婦と長男夫婦で部門分担したい できれば家事分担もしておきたいな 3歳までは、子育てに専念させてね！	
休みはあるのかな？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	定期的な休みが ある・ない 休みは一か月 日と決めている・いない 雨の日を休みに している・していない	年間の休日を決めたいな 個人の休日は交代でとうろうかな 休日は、月(週)に〇回にしよう 農繁期と農閑期の休日を定めよう 夏休みと冬休みを決めよう 産前産後休暇が欲しいなあ	
労働時間は決まってる？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	労働時間は 決まっている・いない 労働時間は 時間 作業開始時間は 決まっている・いない 休憩時間は 決まっている・いない 家事時間を考慮 している・いない	労働時間は8時間がいいなあ 農繁期と農閑期の労働時間は変えよう 作業開始時間は会社と同じにしようよ 暗くなるまで働くこと事故の元 家事も仕事に含めることにしよう	
自由に使えるお金が欲しいなあ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	給料は 決まっている・いない 小遣いなら 決まっている・いない 収益分配を している・していない	月給制を導入しているよ 時給制だから、働きすぎて文句を言われちゃう ボーナスも少しもらえるとハリがあるな	
お金の管理はどうしてる？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	経営費と家計費の口座は 別・同じ 家計費はどのぐらいか わかる・不明 家計費の負担は 経営主のみ・分担 家事労働を 評価する・しない	家計費の口座を分けたほうがいいな みんなに帳簿を公開して欲しいな 私も家計費を負担しますよ(じいちゃん、ばあちゃん) 家事労働も大切な労働だから評価して！	
社会参加は考えている？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	研修会には積極的に参加 している・していない 研修会は 休日扱い・休日とは別枠扱い PTA行事は 休日扱い・別枠扱い ボランティアなど している・していない	農業技術普及課の研修会には積極的に参加してるよ 「研修会は大切な仕事」と家族の理解はばっちり！ PTAも一種の販路拡大活動。もちろん別枠！ ボランティアもやってみたいなあ	
経営を譲るときは？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	経営移譲の時期を 考えている・いない 老後を安心して 暮らせる・暮らせない	65歳で後継者に後を任せ、老後を楽しみたい 老後も安心な約束を取り交わしたぞ	
贈与・相続は <small>自由に記入してみよう⇒</small>	後継者と養子縁組を している・していない 相続について話し合いを している・していない	養子縁組で絆も強くなった 「遺言状もばっちり！」安心していきます	
楽しい暮らしを送るためには？ <small>自由に記入してみよう⇒</small>	家族旅行などの計画を 立てている・立てていない 介護の分担など 決めている・決めていない 家族全員が趣味や生きがいを 持っている・いない	年に1回の家族旅行と10年に1回の海外旅行を！ 介護はみんなで、ローテーションを組むわ みんなの趣味や楽しみを尊重する約束なんだ	

7 結んでよかった！家族経営協定者の声

<経営主の父>

年をとっても、経営に携わる仲間の一人として、家族の一員として認められ、当てにされ、働きを評価されることがなにより。また、経営の結果を全部報告してもらえるので、働く意欲が出てきますよ。もっと努力して家族の力になりたいと思いますね。

<経営主の母>

年をとってからは、第一線を退くことで家族からも当てにされないし、意見も言えないという人が多いけれど、家族経営協定をすることによって、意見も言えるし頼りにされてそのことがとてもうれしい。この年になって給料をもらえる上に、働けば働いただけボーナス までもらえるから本当に働き甲斐があるんですよ。

<経営主>

パートナーが生き生きしてきたね。はりきって、色々なところに出かけていくようになったよ。また、長男が就農する下地作りができてよかったと思っていますよ。これからは長男の就農に向け、楽しい農業をめざし、がんばっていききたいなあ。

<経営主のパートナー>

やはり、自分の働きが給与という形で認められて、励みになっています。休日を決めたことで、夫とふたりで出かけたり、友達と温泉に行ったりと休みを思うように使うことができるようになりました。

今までは、経営について夫からあまり相談もなく、ただ、ついて行くだけでしたが、今はふたりで農業をしているんだという実感ができました。研修会等の会合もお互い堂々と予定に入れ出席しているんですよ。

<後継者>

- 家族みんなが共通の目標に向かって頑張っているなど感じられるのがとてもうれしいです。私も経営者の一人として認められているという実感があってやりがいがあります。
- 協定をする前は、農作業時間が何時から何時までなのかははっきりしなかったもので、友達との約束やサークル活動への参加が思うようにできなかったんだ。協定で作業時間がはっきりしたので、予定が立てやすくなったよ。
- 週始めの打合せのおかげで、仕事の動きがわかり、自分の仕事として、考えられるようになったし、月給制にしてもらい、サラリーマンの友人とも、同じレベルで給与の話ができるようになったんだ。

<後継者の声（夫婦）>

僕たち夫婦で経営の1部門をまかされるようになって、責任もあるけれど、その売上をどうやって上げるかって、よく夫婦で話をするようになりました。こんど売上の一部を子供の積立金にしようと思ったところです。

<夫婦間協定 例>

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、A(経営主)、B(経営主のパートナー)が相互に責任ある経営への参画を通じて近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭生活を築くことを目的とする。

(経営方針の策定)または(経営計画の決定)

第2条 AとBは協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画と、毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく役割分担を下記のとおりとし、各自責任を持って役割を果たす。ただし、各部門においては、必要に応じて作業協力を行うものとし、その対価は支払わないものとする。

氏名	役割分担内容
A(経営主)	・水稲部門 ・野菜栽培全般 ・大豆栽培全般 ・防除作業 ・作業日誌の記帳
B(経営主のパートナー)	・野菜の出荷調整 ・農産加工部門 ・簿記記帳 ・家事

(収益の配分)

第4条 農業経営から生じた収益については、労働の対価として下記の金額を毎月〇〇日にA及びBの個人名義の口座に振り込むものとする。

氏名	月額(振り込み)金額
A(経営主)	円
B(経営主のパートナー)	円

また、賞与としてA及びBで協議の上定めた額を年2回前述の口座に振り込む。

なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく農作業従事状況等を勘案し毎年見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、Aは8時間、Bは7時間を原則とし、農作業の繁閑によりA及びBで協議の上延長または短縮する。
- ② 休日はAB各々、原則月4回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ協議の上変更することができるものとする。
また、盆、正月等の休日については、ABが協議の上決めるものとする。
- ③ 各種研修会、子ども会、学校行事、冠婚葬祭は特別休暇とする。
- ④ 年1回は夫婦一緒に研修旅行を行う。
仕事の予定やわが家の行事日程を踏まえ、仕事の段取りを良くして、休日の確保を心がける。

(農作業安全)

第6条 農業労働安全に関しては、次のとおりとする。

- ① 農作業安全(農薬・機械等)に配慮すること。
- ② 快適な作業環境に心がけること。
- ③ 災害に備え、傷害保険に加入すること。
- ④ 年1回は全員が健康診断(人間ドッグ)を受信すること。

(生活費)

第7条 生活費については、各自の所得から毎月〇万円ずつ拠出しあうものとし、その日常管理はBが行う。但し、〇万円以上の支払いの際は、A・B協議の上支出することとする。

(家事の分担)

第8条 A・Bは協力して家事の分担を行い、Bのみに負担が行かないように配慮する。Aは庭の管理など外回りの整備並びに、自動車の洗車、タイヤ交換、整備点検の役割りを担うものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、そのつどA及びBが協議の上定める。

(付 則)

- ① この協定書は、 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、協定を締結した日から1年間とし、当事者から申し立てがない限り、自動的に更新するものとする。
- ③ この協定書は、A、B及び立会人が各1通保有する。

年 月 日

住所

(経営主)

印

(経営主のパートナー)

印

立会人

印

<後継者就農時 例>

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、A(経営主)、B(経営主のパートナー)、C(後継者)が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭生活を築くことを目的とする。

特に、後継者が誇りを持って農業経営に取り組み、家族の一員としての役割を担うことができるよう配慮するものとする。

(経営方針の策定)または(経営計画の策定)

第2条 A, B, Cは協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画と、毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

特に、後継者がやり甲斐の持てる農業経営にするため、「労働報酬協定」にするか「部門分担協定」にするか協議する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な計画は、役割分担及び経営管理等を明確にして運営する。

たとえば、部門分担協定にした場合、①経営用資産の貸与を有償にするか無償にするか、②家族からの作業協力を有償にするか無償にするかなどを検討する。

氏名	役割分担内容
A(経営主)	例)水稲、おうとう、りんごの栽培管理、簿記記帳、家事
B(経営主のパートナー)	例)農産加工、直売活動、自家用野菜、家計簿記帳
C(後継者)	例)受託以外の水稲作業、〇〇直売所に関する計画販売

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、下記の額を毎月〇〇日にA、B及びCの個人名義の口座へ振り込むものとする。年間収益により、賞与として三者で協議の上定めた額を支給することができる。

	毎月	円	賞与(月)
A			
B			
C			

なお、分配額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、A及びCは8時間、Bは7時間を原則とし、農作業の繁閑により三者で協議の上延長又は短縮する。

- ② 休日は、A、B及びC各々につき原則として月〇回(日)とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、三者で協議の上変更できるものとする。
また、正月、盆等の休日についても、協議の上定めるものとする。
- ③ 生産技術や経営管理などの講習会や学習会に後継者を進んで参加させる。
- ④ 年〇回は家族で研修旅行を行う。
- ⑤ 年1回は人間ドックに入り、健康を維持する。

(将来の経営移譲)

第6条 A及びBが有する経営権及び経営用資産については、将来、A及びBの合意に基づきCに移譲する。移譲の時期及び方法は、Cの意向を踏まえながらA及びBが十分協議の上定めるものとする。

(生活費)

第7条 生活費については、各自の所得から拠出しあうこととし、具体的な負担方法は別途定める。

(家事の分担)

第8条 家族は協力して家事の分担を行い、Bのみに負担が行かないように配慮する。Aは庭の管理など外回りの整備を行い、Cは家族の自動車の洗車、タイヤ交換、整備点検の役割りを担うものとする。

(その他)

第9条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度三者で協議の上定める。

(付 則)

- ① この協定書は、 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、A、B、C及び立会人が各1通保有する。

年 月 日

住所

(経営主)

Ⓜ

(経営主のパートナー)

Ⓜ

(後継者)

Ⓜ

立会人

Ⓜ

<後継者結婚時 例>

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、A（経営主）、B（経営主のパートナー）、C（後継者）、D（後継者のパートナー）が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立する。

特に、後継者のパートナーが新しい家庭に溶け込むために家族間の連携と調和を一層推進し、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営方針の策定) または (経営計画の決定)

第2条 A、B、C、Dは協議の上、今後の資金計画、作付け計画、施設の導入、就業条件の改善等の内容とする長期農業経営改善計画と、毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

特に、後継者主婦がやり甲斐の持てる農業経営にするため、「労働報酬協定」にするか「部門分担協定」にするか協議する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な計画は、役割分担及び経営管理等を明確にして運営する。

たとえば、部門分担協定にした場合、①経営用資産の貸与を有償にするか無償にするか、②家族からの作業協力を有償にするか無償にするかなどを検討する。

	役割分担内容
A（経営主）	果樹消毒、剪定、水稻、おうとう、ラ・フランス
B（経営主のパートナー）	摘花、家庭菜園、家事、家計簿記帳
C（後継者）	草刈り、果樹の収穫、ぶどう
D（後継者のパートナー）	育児、家事、事務管理、申告書の作成

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、下記の額を毎月〇〇日にA、B、C、Dの個人名義の口座へ振り込むものとする。

年間収益により、賞与として四者で協議の上定めた額を支給することができる。

	毎月	円	賞与(月)
A			
B			
C			
D			

なお、分配額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 労働時間は、1日8時間を原則とし、Bは7時間を原則とし、農作業の繁忙により三者で協議の上延長又は短縮する。
- ② 休日は、A、B、C、D各々につき原則として月〇回(日)とするが、農作業の繁忙、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、四者で協議の上変更できるものとする。
また、正月、盆等の休日についても、協議の上定めるものとする。
- ③ 生産技術や経営管理などの講習会や学習会に若経営主婦が参加する場合、積極的に送り出す。
- ④ Dが妊娠したら、出産予定日の前後14週間程度を産前産後休暇とする。
- ⑤ 年1回は人間ドックに入り、健康を維持する。

(将来の経営移譲)

第6条 A・Bが有する経営権及び経営用資産については、将来、A・Bの合意に基づきC・Dに移譲する。
移譲の時期及び方法は、C・Dの意向を踏まえながらA・Bが十分協議の上定めるものとする。

(生活設計)

第7条 家族の合意のもとに、将来を見通した長期生活設計をたて、さらにライフステージに見合った短期の生活設計を樹立する。

(生活費)

第8条 生活費については、各自の所得から拠出しあうこととし、具体的な負担方法、管理等については家族会議で協議する。

(注:生活費を含めた労働報酬を支払っている場合や部門分担している場合)

(家事の分担)

第9条 家事の分担については次のとおりとする。

- ① 家事分担については、家族全員で協議決定する。
- ② 特定の者に負担がかからないようにするとともに、各自の能力に応じた適正な分担になるようにする。

(住まい方)

第10条 住まい方については、家族全員で協議する。互いのプライバシーを尊重しつつ、家庭生活の円滑化を図る。

(その他)

第11条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度四者で協議の上定める。

(付 則)

- ① この協定書は、 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、A、B、C、D 及び立会人が各1通保有する。

年 月 日

住所

(経営主)

印

(経営主のパートナー)

印

(後継者)

印

(後継者のパートナー)

印

立会人

印

< 経営移譲時 例 >

家 族 経 営 協 定 書

(目的)

第1条 この協定書は、A（経営主）、B（経営主のパートナー）、C（後継者）、D（後継者のパートナー）が協力し合い、良い家庭を築き、農業経営を発展させていくことを目標とするものである。

良い家庭とは、問題のない家庭ではなく、常に問題提起をし、話し合いをもってそれを解決する家庭である。

(経営方針の策定) または (経営計画の決定)

第2条 A、B、C、Dは、与えられた仕事を漫然と行うのではなく、自ら仕事を求めてあたることを心がける。今後の資金計画、作付け計画、施設の導入、就業条件の改善等の内容とする長期農業経営改善計画と、毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を、四者で協議の上策定実行にあたる。なお、農作業については、C・Dが中心になって決定する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な計画は、役割分担及び経営管理等を明確にして運営する。

	役 割 分 担 内 容
A（経営主）	剪定、水稻全般、簿記記帳
B（経営主のパートナー）	家庭菜園、家事
C（後継者）	果樹の栽培全般、作業日誌の記帳
D（後継者のパートナー）	果樹の収穫・出荷調整、販売管理、家事

農協の農事組合、出荷組合の会合はC・Dが出席する。簿記記帳を行う経営主は、常に収益確認を行い、会計報告を定期的に行う。

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、下記の額を毎月〇〇日にA、B、C、Dの個人名義の口座へ振り込むものとする。年間収益により、賞与として四者で協議の上定めた額を支給することができる。

	毎月	円	賞 与(月)
A			
B			
C			
D			

なお、分配額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 労働時間は、1日8時間を原則とし、Bは7時間を原則とし、農作業の繁忙により家族全員で協議の上延長又は短縮する。忙しいときは、仕事の内容や段取りを話し合い、協力し合う。
- ② 休日は、A、B、C、D各々につき原則として月〇回(日)とするが、農作業の繁忙、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、四者で協議の上変更できるものとする。
また、正月、盆等の休日についても、協議の上定めるものとする。
- ③ 生産技術や経営管理などの講習会や学習会に参加する場合、快く送り出す。
- ④ 月1回、出荷のないときに、温泉に行き体を休める。農繁期は特に心がけて実行する。
- ⑤ 年1回は人間ドックに入り、健康を維持する。

(経営移譲)

第6条 (1) Aが60歳になったら、経営権と家計をC・Dに移譲し、65歳になったらDと養子縁組を行う。
(2) Aが70歳を目処に、農地の生前一括贈与を少しずつ行う。

(生活条件及び信条)

第7条 (1) C・Dは、個人年金を掛けておき、その後継者(や後継者のパートナー)が就農した際は、それぞれ年金加入する。
(2) 難しい礼儀作法は知らなくとも、日常生活の簡単な礼法を行えるよう心がける。
(3) 経営者は、はじめからプロではない。努力・研究してプロになることを肝に銘ずる。

(その他)

第8条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度四者で協議の上定める。

(付 則)

- ① この協定書は、 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、A、B、C、D及び立会人が各1通保有する。

年 月 日

住所

(経営主)

印

(経営主のパートナー)

印

(後継者)

印

(後継者のパートナー)

印

立会人

印

<経営主夫婦＋親夫婦締結時 例>

家族経営協定書

1 目的

わが家の家族経営協定は、家族全員の意見を尊重し、わが家の共通目標をモットーに、経営目標・生活目標に向かって、各自が能力を発揮し、明るく健全な農家生活を築くとともに、各自の夢と楽しみを尊重し、お互いが育んでいくことを目的とする申し合わせです。

2 共通目標

1) わが家のモットー

- ・いつも笑顔で笑いが絶えない家族づくり

2) 農業経営の目標

- ・わが家の経営基盤は、米、_____、_____で、直売を積極的に取り入れ、_____年は売上げ_____万円を目標にします。
- ・研修生の受け入れ、様々な人と交流を積極的にすすめ、楽しい農業を行います。
- ・将来、長男が就農するものとし、次のことを検討してみます。
 - ①
 - ②
 - ③
- ・このため、関係する研修に積極的に参加するとともに、資金計画、事業計画を考えてみます。

3) 生活経営の目標

- ・暮らしに農業以外の楽しみを取り入れて、各自の楽しみゆとりを育みます。

4) 年間の農業スケジュール

- ・年間の作業計画と行事予定を別表のように定めます。

3 経営の打合せ家族会議

- ・1月上旬：昨年の経営目標・経営方針・家族経営協定書等を見直し、家族の話し合いで、今年
の目標・方針・計画等を決め、家族経営協定で申し合わせます。
- ・3月下旬：農業及び家計簿の収支決算書を基に、今年の経営結果を反省評価し、改善点を確認
します。
- ・毎朝食時：農作物の生育状況、仕事のスケジュール、各自の出来事や用事等を話し合います。

4 主な役割分担

	経営・販売	農作業
・経営主 ・経営主パートナー ・父 ・母	経営管理、作業管理、顧客管理 作業日誌記帳 簿記記帳(農業・家計)、雇用管理 経営のアドバイス 直売と管理	機械作業 果樹剪定、 田圃水回り、消毒除草(手作業) 出荷調整 剪定補助 野菜づくり(自家菜園)

摘果はみんなで行います

5 労働時間

- ・1日の労働時間は原則として8時間とします。
- ・通常の様子は、6:00~7:00 8:30~12:00 13:30~18:00
間に10時と15時の休憩をとります。
- ・朝食は家族みんながそろって7:30にします。
- ・農繁期、真夏、冬期、時間が不規則な作業等、の場合は家族で話し合っで別に決めます。
- ・母の作業時間は、家事作業の合間を見て負担にならない程度とする。

6 休日

- ・日曜日は定休日とします(当分は子供に合わせた休みとします)。
- ・但し農繁期は、定休日をやりくりすることもあり、家族で調整しあっで休むことにします。
- ・祝祭日の休日、盆・正月の休暇も家族で話し合っで決めます。

7 作業および作業舎に関すること

- ・安全第一、危険のないようほ場、作業舎の環境整備に努め、安全の声かけをおこないます。
- ・万々に備え、労災保険に加入します。

8 労働報酬

- ・父母が直売等で得る収入および年金等は各々のものとします。
- ・妻には、労働報酬として毎月___万円を支払い、月末農協口座に振込みます。
- ・出来高によって、年1回収益の分配を検討します。

9 研修

- ・農業及び生活に関する研修及び視察には、積極的に参加します。
- ・研修会等の出席は、仕事として扱い、研修費がある場合は全体経営費で負担します。
- ・リフレッシュのため、仕事が一応の切りがついた後、外食会等をして楽しみます。

10 営農設計資金計画

- ・営農設計資金は、経営改善計画にもとづき、家族合意のもとで計画します。

11 健康管理に関すること

- ・年1回は必ず健康診断を受けることとします。

- ・常に健康に留意し、無理が重ならないよう努め、休養が必要な場合は遠慮なく休みます。
- ・週2回は休肝日とし飲酒をひかえます。

12 家事に関すること

- ・男性も仕事を30分切り上げる努力をして、女性の家事を積極的に手伝います。
- ・特にゴミ捨て、外の庭掃除は経営主の分担とします。

13 家計費に関すること

- ・共通家計費は、家族の話合いの結果、月____万円で運営し、毎月月末、家計管理者に渡します。
- ・共通家計費は、家計管理者が家計簿記帳を行います。
- ・共通家計費から支払う場合は、支払った人が現金出納簿に記帳し、領収書を添付します。

14 生活時間に関すること

- ・農作業が忙しい中でも、ゆとりの気持ちを持ちゆとりの時間を作るよう努めます。
- 各自が楽しみにしている趣味活動を尊重します。

15 住まい方に関すること

- ・住まい方において、農業と生活を分離するように気をつけます。

16 協定の期間

- ・この協定期間は、協定の発効した日から1年間とします（毎年見直します）。

年 月 日

協定者 住 所

経 営 者

印

.....

経営者のパートナー

印

.....

父

印

.....

母

印

.....

立会人 住 所

氏 名

印
